

○勝山市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱  
(平成 29 年 3 月 30 日告示第 122 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、勝山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 28 年 3 月 31 日告示第 139 号以下「市実施要綱」という。）に規定する介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの指定事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号以下「ガイドライン」という。）、地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 060900 1 号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「国実施要綱」という。）及び市実施要綱の例による。

(指定の申請)

第 3 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による申請は、勝山市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者指定申請書（様式第 1 号）に、別に定める関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、指定をすることを決定した場合には、勝山市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた指定事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

(指定の有効期間)

第 4 条 省令第 140 条の 63 の 7 の規定により、市が定める前条の指定の有効期間は、6 年とする。

(指定の取消し等)

第 5 条 市長は、指定事業者が法 115 条の 45 の 9 に該当するときは、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部又は一部の効力を停止することができる。

(指定の更新)

第 6 条 法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の規定による指定事業者の指定の更新に係る申請は、勝山市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者指定更新申請書（様式第 3 号）に、別に定める関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、指定をすることを決定した場合には、勝山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定更新通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 3 前項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該更新に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

(変更の届出)

第7条 指定事業者は、指定の申請事項に変更があったときは、10日以内に勝山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者変更届出書(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、事業の廃止、休止又は再開しようとするときは、勝山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者廃止(休止、再開)届出書(様式第6号)により当該廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出なければならない。また、休止した当該指定に係る事業を再開したときは、10日以内に、同様式により市長に届け出なければならない。

(添付書類)

第8条 第3条から第7条までに規定する申請書又は届出書には、省令に定めるもののほか、市長が別に定める書類を添付するものとする。

(事業者情報の提供)

第9条 市長は、第3条から第5条までの規定による申請又は届出の受理をしたときは、指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定(これらの更新又は変更を含む。)、廃止、休止又は再開の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (9) その他市長が必要と認める事項

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

勝山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定申請書  
[別紙参照]

様式第2号(第2条関係)

勝山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者決定通知書  
[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

勝山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定更新申請書  
[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

勝山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定更新通知書  
[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

勝山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者変更届出書  
[別紙参照]

様式第6号(第7条関係)

勝山市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者廃止(休止、再開)届出書  
[別紙参照]